

動機の錯誤の一考察

河原 格

1. 初めに（動機と了解事項と契約相互の関係）
2. 判例での了解事項、動機錯誤の扱い
 - (1) 契約内容実現不能の場合
 - 1) 肯定例
 - 2) 否定例
 - (2) 個別目的実現不能型
 - 1) 肯定例
 - 2) 否定例
 - (3) 個別的契約目的実現型
 - 1) 肯定例
 - 2) 否定例
3. まとめ

1. 初めに（動機と了解事項と契約相互の関係）

動機は意思表示をするきっかけとなる内容ではあるが、効果意思に基づいて法律効果を発生させる意思表示とは全く性質が異なる¹⁾。したがってどんなに当事者間で動機を意思表示あるいは契約内容としたところで、動機は効果意思を含むのではないから、意思表示となるものではなく、したがって契約の内容に入ることができず、入ることすら予定されていないのである（この場合、商品についての性質の錯誤は動機ではあるが、意思表示の内容、契約内容となる点でここでいう動機とは全く異なる。従って以下の論述は性質の錯誤を除くいわゆる動機の錯誤を指す）。しかし契約内容の根本は確かに法律効果を発生させようとする当事者の効果意思にあるが、それ以外に当事者間ではさまざまな内容が合意され、その中には動機として位置付けられるものも含まれている。

このように契約は意思表示以外にさまざまな当事者間での了解事項も契約内容の中に含まれている。しかし契約内容の上では了解事項が動機の場合もある、複合的な重層的な内容をなしている。しかし当事者の一方または双方の了解事項について現実には当初のもくろみ通り行かない場合がある。この場合、当事者の一方または双方が当初のもくろみ通り行くと誤解する場合を動機の錯誤として無効とするのが妥当かの問題が生ずる。

しかし了解事項は動機となっている場合もあり、契約内容の一部をなしている場合もある。契約内容の一部をなしている了解事項の場合には、法律効果を発生させる意欲ではないが、意欲と同等または同視できるほどの重要内容も含まれる。こうした重要内容の扱いをどうするかが問題とされる。これが動機の錯誤の問題として扱われる問題である。したがって法律効果とは全く結びつかないのであるから、意思表示の内容となっているとか、契約内容に取り込まれているとかは初めから予定されていないのはもちろんである（したがって動機が意思表示の内容に取り込まれるとか、契約の内容に取り込まれるとかの主張がされるが²⁾、この主張自体、非論理的な主張としかいいようがない、どだい無理なことを要求するものである）。

だが動機は意思表示を形成する上で無視できない重要な内容ともなりうる場合があるため、本来意思表示の内容とはなりえず、従って契約の内容ともなりえない動機を契約内容に準じたものとして、例外的に契約内容の要素として考慮してもよいという考えが成り立ちうる。だがあくまで例外的に認めようという立場が基本なのであるから、認めるとしても、自ずから錯誤主張について制限されるのが当然である。従ってどのような場合に認めるのか、という制限枠を明らかにすることが動機錯誤を論ずる場合、重要となってくる。

以下では判例に現れた動機錯誤の事例から、動機錯誤を例外的に認める場合とはいかなる場合かを探る。

2. 判例での了解事項、動機錯誤の扱い

95条の適用される動機は本来条文上法律効果を発生させる契約内容そのもの

に関わる内容でなければならないことはいうまでもない。つまり法律効果発生に関係のない当事者の了解事項などはここでいう動機に含まれないというのが前提である。しかし前述のように、動機は本来法律効果発生には結びつかないところから、錯誤無効となりえない。しかし全く錯誤無効の対象となりえないとした場合に妥当性はあるのかという疑問が生ずる。そこで判決の中には法律効果発生には結びつかない、動機としての当事者の単なる了解事項の扱いをどのようにするかが問題として現れる。つまり本来法律効果発生とは全く結びつかないが、意思表示する際に当事者としてはどうしても無視できない動機を法律効果に結びつかないという理由で錯誤から排除してしまうとすると、動機の錯誤をした表意者にとり不利な場合がある。しかしこのような場合をすべて動機錯誤で保護の対象とするわけにはいかない。そこでいかなる動機を（動機の）錯誤の中に入れて表意者を保護するか、が問題となる。すると、いかなる動機であれば、錯誤として認めているかを判例（わずか10件たらずの判例ではあるが）からみることにする。

動機のうち、当該動機が契約内容を実現するものに関わるのか、当事者の意図する契約目的を実現するためのものに関わるのか、あるいは一方当事者の契約目的を実現するものに関わるものなのかによりその重要性が大いに異なると考えられる³⁾。この区別は非常に有益であり、本稿では須田教授のこの区別の手法を用いて以下論ずる。

前者は契約から生ずる権利・義務が実現できないのである。つまり当事者にとり契約締結の意味がないということになる。従って後の二者よりも重要な意味を持つことはいうまでもない（前者に須田教授は錯誤が契約目的に直接関係する場合を入れているが、この場合は正に錯誤の場面であり、動機の錯誤の場面ではない）。

本稿では判例が上記三つの場面での錯誤の扱いをどのような処理をしているかを考察する（前者の錯誤の場合、「動機表示」構成の意味を動機が単に相手方に表示されるだけでいいのか、あるいは動機が相手方に表示され、かつその動機が契約内容とされることを意味するのか、のいずれかで解するかでその意

味が異なり、同時にこの問題を検討する)。

(1) 契約内容実現不能の場合

ここでの契約実現不能の場合とは、契約から生ずる債権債務を実現できなくさせる動機をいうのであって、それ以外の動機を含まない。

1) 肯定例

前記のように動機が相手方に表示された場合、相手方は当該動機内容を了解し、その了解の下に意思表示を行う。この場合、双方に動機が了解事項となっている。つまり動機が合意内容の一部となっていると考えられる。しかし動機は明示されてはいないが、当事者の合意内容の基礎をなす了解事項から動機を探ると、暗黙の前提としての動機を探ることができる。その暗黙の前提としての動機が黙示的に表示されていたとして、動機の錯誤の主張を認めた事例が次の①判決である。

①最判平元9.14裁判集157. 555 事実はXが離婚に際しYに対し財産分与として土地建物を譲渡する契約を結んだところ、契約後、高額税金が分与者Xに課税されることを知り、当該譲渡契約を錯誤による無効と主張した事案である。これにつき最高裁はXは「財産分与を受けるYに課税されることを心配してこれを気遣う発言をしたというのであり、記録によれば、Yも自己に課税されるものと理解していたことが窺われる。そうすれば、Xにおいて右財産分与に伴う課税の点を重視していたのみならず、他に課税されないことを当然の前提とし、かつその旨を黙示的に表示していたものといわざるをえない。」財産分与契約に伴う課税も極めて高額にのぼるから、Xとすれば、前示の錯誤がなければ本件財産分与契約の意思表示をしなかったものと認められる」としてXの錯誤無効の主張を認めた。

本判決⁴⁾の特殊性としては分与者が自己の財産をすべて譲渡し、離婚に伴う財産関係を清算することが当事者に共通の内容として前提とされている。この前提に立つと、契約目的を達成できないことが考慮された事案である。この

場合、相手方に対する課税を気づかう分与者の発言は、契約の趣旨・目的を認定するための補強材料とし、要素の錯誤の成否を判断する上で決定的な意味を持たないとする。したがって本件は極めて特殊な契約内容を前提にした上での動機の黙示的表示構成を採用したものであり、その射程距離は限定的に理解されるべきであるとされる⁵⁾。

本判決の結論は妥当と考えられる。つまり本件では税負担についての錯誤を錯誤として認めないとすれば、両当事者が契約目的を実現できなくなるからである。

本判決につき意思表示錯誤と動機錯誤との区別を廃止し、表示に対する要保護信頼が相手方ない場合に限って錯誤主張を認める立場から、①錯誤が相手方に認識可能か、相手方にも共通ないし双方的の時、②無償譲渡、要保護相手方なき単独行為につき錯誤があった場合に錯誤を認める立場から、本件を①の共通錯誤を理由にして錯誤を認めるべき場合とする見解がある⁶⁾。同見解によれば、動機の表示を要するとの判決の論法に反対する。しかし錯誤の表示はあくまで錯誤を認めるためのあくまで一つの論法にすぎないという点を無視した議論と思われる。

②最判平18. 6. 12判時1941. 94 = 判タ1218. 215 = 金商1245. 16, 1251. 27

事案は建物を建築し、賃料収入を得る目的で一定の返済計画を前提として銀行と金銭消費貸借契約を結び、貸付を受けた。ところが建築業者が作成した当の返済計画では土地の北側を売却した代金で銀行からの借入金返済に当てようとしたが、建築基準法52条の容積率制限との関係で土地を売却できず、返済資金を調達できなかったというもので、最高裁は銀行側が業者を紹介し、業者の提示した企画書を前提として銀行も投資計画を作成し、顧客に説明したこと、銀行側も北側土地の売却を確実にするため、自己の取引先に働きかけることを述べていたことなどを理由に、銀行側の信義則上に説明義務違反に基づく損害賠償を認め、実質的に借主の金銭消費貸借得契約からの離脱を認めた。

だが本件は直接錯誤に関わる事例ではないが、契約目的を問題としている（そのため一定の返済計画を内含した賃料収入目的が契約構造に取り込まれて

いれば、契約からの離脱が形式的にも承認されると評価する者がいるが⁷⁾、はたして前記理由で契約から離脱できるかは疑問であり、そこをいかに考えるかが問題なのである。契約からの離脱を認める制度は解除が主である)。

2) 否定例

③東京高裁昭62. 12. 23 (最判平元9. 14裁判集157. 555 の原審)

本判決は財産分与した場合に右のような高額な租税債務の負担があることを予め知っていたならば、本件財産分与契約とは異なった内容の財産分与契約をしたこともあり得たであろうと推測されるけれども、右の課税がされるかどうかについては単に控訴人の動機に錯誤があるにすぎないものというべきところ、本件財産分与契約において控訴人に対する譲渡所得課税の有無は控訴人・被控訴人間において全く話題にもならなかったことは前記認定のとおりであり、控訴人に対する右課税のないことが契約成立の前提とされていたことや控訴人においてこれを合意の動機として表示したことを認めるに足りる証拠はない」として課税負担のないことを動機、了解事項として表示していない以上、錯誤主張は認められないとした点で、後掲の最高裁判決(最判昭29.11.26)のいう、動機が表示されたか否かで峻別する考えによっている⁸⁾。

(2) 個別目的実現不能型

契約を締結する目的は当事者双方にあるのは当然だが、一方当事者側の、当該契約を締結する目的に動機の錯誤があるため、この目的が実現できなくなる場合に、契約を締結する際の錯誤をどのように扱うかの問題が生ずる。

1) 肯定例

④最判平14. 7. 11判時1805. 56 = 判タ1109. 129 = 金法1667. 90 = 金判1159. 3

事案はA社が営業資金を捻出するため、B社と共謀していわゆる空クレジットを計画し、実際には売買契約がないのにB社から商品を購入する形でクレジット会社Xとの間でその代金の立替契約(本件立替契約)を締結した(X社

からBに支払われる立替金はBが受領し、振込手数料を除いてAに交付する約束になっていた)。Aの従業員YはAに依頼されてこの立替契約に基づいてAがXに対して負担する債務につき連帯保証契約をXとの間で締結した(本件保証契約)。だがYはこれが空クレジットであることを知らなかった。本件保証契約は本件立替払契約と同一書面により締結され、その書面には販売店(B)、売買目的物、商品購入代金額が表示されていた。ところがその後、AがXに対する分割金の支払を怠り、倒産してしまったので、XがYに対し保証債務の履行を請求して訴えを提起し、それに対しYは本件保証契約は空クレジットであることを知らずに締結したのであるから、錯誤により無効だと主張した。

最高裁は「保証契約は特定の主債務を保証する契約であるから、主債務がいかなるものであるかは、保証契約の重要な内容である。そして、主債務が、商品を購入する者がその代金の立替払を依頼しその立替金を分割して支払う立替払契約上の債務である場合には、商品の売買契約の成立が立替払契約の前提となるから、商品売買契約の成否は、原則として、保証契約の重要な内容であると解するのが相当である。

これを本件についてみると、(2) 本件立替払契約はいわゆる空クレジット契約であって本件機械の売買契約は存在せず、(3) Yは、本件保証契約を締結した際、そのことを知らなかった、というのであるから、本件保証契約における上告人の意思表示は法律行為の要素に錯誤があった…。この論理は従来の、動機が表示されて意思表示の内容になった場合に、錯誤として顧慮されることを明示してはいないが、主債務の態様は保証契約の重要な内容であるところから、保証契約での意思表示の内容とされていることが前提とされていることがわかる。

主たる債務が正規のクレジット契約による場合と、不正規のクレジットの場合とで主債務者の信用に實際上差があり、保証人にとり主債務がどちらの態様かで、その負うべきリスクが異なる。さらに一通の本件契約書上に本件立替払契約と本件保証契約が併せ記載されている本件においては、連帯保証人である

Yは、主債務者であるAが本件機械を買い受けてXに対し分割金を支払う態様の正規の立替払契約であることを当然の前提とし、これを本件保証契約の内容として意思表示をしたとしてYの錯誤無効の主張を認めた。本件は本件保証契約を結ぶ際に、主債務の態様について錯誤をしたのであるから、動機の錯誤の場合ではあるか、要するに本件で、YはA B間の売買契約の存在を前提として保証契約を結んだものであり、不正規の商品売買契約を正規のそれと誤認した点に錯誤があり、この錯誤は動機の錯誤である。保証人は売買契約の存在に基づいて保証債務を負うのであるから、売買契約がない場合にはその基礎を欠いている場合である。このように基礎を欠いているような場合には、その基礎があることを前提として保証契約を結んでいるのであるから、基礎を欠く点に錯誤がある場合と考えられる。

本判決を、他の連帯保証人の存在に関する錯誤の事案と対比し、他に連帯保証人がいるかどうかは当然には保証契約の内容とはならないとして錯誤無効を否定した判決（たとえば後掲⑥判決）と対比して検討される場合がある⁹⁾。ここでは後者の場合、当然には契約内容に入らず、当事者が特に保証契約の内容とした場合に限り、契約内容となってその錯誤が契約の無効を来しうる場合として、ある事項の契約内容化の有無は、契約類型の性質からまず決まることを明らかにしたと評価する。このような評価は両判決の評価として妥当なのであるだろうか。

二つの判決は共に保証人が保証契約の履行を請求されているという点で契約類型としては同じである。相違点は主たる債務内容の成否にある。つまり本件では債務内容の実態がないのであり、連帯保証人は主たる債務の実態があると誤信している¹⁰⁾。このような場合は後掲⑥判決と異なり、保証契約を締結する上での重要な動機である（このような場合、錯誤無効を認める根拠としてはいかなる構成が妥当なのであるだろうか。前掲の須田教授の分類は本件で有効な道具となりうるのであるだろうか。Yは空クレジットであることを知っていれば、保証人になることはなかったのであり、正規のクレジットであると信じたからこそ、保証人となったのである。このような場合、前記須田教授の分類は適用さ

せることができない場合であると考えられる。そこで本文のような分類にしてみた)。

一部肯定例

契約の前提となる事項でしかも契約内容となりうる部分について当事者の一方が錯誤をした場合に、無効主張が認められるかという事例について以下のようにより一部責任を認める事例がある。

⑤大阪高平 2.6. 21判時1366 = 判タ732. 240 = 金法1262. 66

事案は昭和60年4月頃、Xはガソリンスタンドを経営する訴外A（主たる債務者）がY信金から1500万円を借り受けるに際し、連帯保証人になることをAから頼まれ、Bも連帯保証人となることを条件にこれを承諾した。Xは5月27日Yの支店でYの店長代理Sから、Bも連帯保証人となることを内諾していると説明され、「Bが連帯保証人となるのであれば、自分もなってよい」と表示して、連帯保証契約書に署名、押印した。その後、BはA、Sの再三の依頼にもかかわらず内諾をくつがえして連帯保証人となることを拒絶した。そこでSはAと話し合い、2週間ほどで保証人を入れ換えるから形だけの連帯保証人になってくれとBに申し入れたところ、Bはその責任を負わないことを確認した上、連帯保証契約書に署名、押印した。同31日にYからAに1500万円が貸し付けられたが、Bから他人への連帯保証人の変更はなかった。同年11月頃、Aは債務を返済せずに倒産した。そこでXはBが連帯保証することがXの連帯保証の要件となっていたが、Bの連帯保証は無効だから、XがYと結んだ連帯保証契約は要素の錯誤により無効である等を理由に、Yに対し保証債務不存在確認を求めて訴えを提起した。本判決は以下の理由からXの錯誤の主張を認め、債務のうちその2分の1を超える部分が存在しないことを確認した。本件連帯保証契約は「Bも適法、有効にその連帯保証をすることを動機とし、かつ、右動機を表示した上、これをその要素として、締結されたもの」である」。ところがBの連帯保証契約は無効である（民法93条ただし書きないし同法94条参照）。そうとすれば「本件連帯保証契約は、右の点で一部その要素に錯誤があ

るというべきである。」として750万円の限度での責任を否定した。

2) 否定例

この場合の代表例は、保証契約を締結するに際し、他に保証人のいることを言われてそれを信じて保証人となったところ、そのような事実がないため、錯誤無効を主張する場合である。

⑥最判昭32.12.19民集11.13.2299

事実は訴外Aが原告Xから金40万円を借受け、被告Yが連帯保証人となったところ、弁済期にAからの支払がなかったため、Yに対し支払請求がなされたというもので、Yは抗弁として「自分はAから、訴外Bも連帯保証人であると欺もうされ、その旨誤信の結果、連帯保証したところ、Bが連帯保証したというのは全然ウソであったから、自分の連帯保証契約は要素に錯誤があり、無効」と主張した。最高裁は保証契約は、保証人と債権者との間に成立する契約であって、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約をなす縁由にすぎず、当然にはその保証計約の内容となるものではない。されば、原判決説示のごとくYにおいてBも連帯保証人となることが特に保証契約の内容とした旨の主張、立証のない本件においては、原判決の判断（Yが弁済義務を負うとの判示）は正当であると。

次の最高裁判決でも上記判示内容が維持されている。

⑦最判平元9.14裁判集157.555

保証契約において他に連帯保証人があることについて「通常は保証契約をなす縁由にすぎず、当然にはその保証契約の内容となるものでない」とし、「特に本件保証契約の内容とした旨の主張、立証」のないことを理由に錯誤無効を否定した原審の判断を正当とした。

実際、保証契約を結ぶ際、他に連帯保証人のいることを保証契約の内容とすることはできないし、不可能である¹¹⁾。従って少なくとも保証契約で他に連帯保証人がいると思って保証契約を結んだところ、実はいなかった場合に、錯誤無効を主張することはできないことになる。

では保証人が他にいることを予定して保証人となる場合と、娘が近日中に結婚するから父が家具一式を買う場合とで当事者の状況は同じなのか。後者では家具を買って娘を生活しやすくさせるという買主の意図が契約をする目的である。後者での保証人の意図は自分以外に他に保証人がいれば自己の責任が少なくとも軽減されるだろうというのが保証人の契約を結ぶ意図である。この両者の意図形成状況は同じなのであろうか。

後者が前者と異なる点はどこにあるのか。後者の場合、娘が結婚するから、これらの家具を買うと売主に説明したとしても、この内容は契約内容となりえない。他方当事者がその内容を了解したとしても、契約内容とすることはできない（ただし条件付きにすることはできるであろうが、現実にはしていない）。ところが前者の場合、契約の決定的な前提となりうる事項であり、しかも契約内容とすることが可能な了解事項である。現実には契約内容となっているのが普通である。しかもその契約内容＝了解事項について債権者がその了解事項＝契約内容形成に積極的に関与したのであれば¹²⁾、その内容事項について保証人が錯誤した場合には、その責任を保証人だけに負わせるのではなく、債権者にもその責任＝危険を負わせてもよいと考えられる。しかし積極的に債権者が関与したとしても、主債務者の資力の有無は連帯保証人の本来引き受けるべきリスクであるから、これについての錯誤を容易に認めるべきでない、なおさら他の連帯保証人の存在について錯誤をした場合は、仮に連帯保証人がいたとしてその連帯保証人が無資力であれば、債務額全額負担せざるをえないのであるから、いずれにしても連帯保証人がいてその者が無資力の場合には当然リスクを負うのであるから、連帯保証人の存在について錯誤した場合も同じく扱うべきであるとの指摘¹³⁾が妥当だと考えられる。

⑧最判昭29. 11. 26民集8. 11. 2087

事案はXはa家屋の現居住者Aから同居の承諾を得た上でYから同家屋を買い受け、手付金1万円を支払ったが、その後、同家屋を買い受けるつもりでXとの同居を拒絶したというもので、最高裁はAの同居承諾を得ることについては相手方たる売主に対し何等表示されなかった点、動機は表意者が当該意思表

示の内容としてこれを相手方に表示した場合でない限り法律行為の要素とはならないところ、「相手方に表示されなかった動機の錯誤は法律行為の要素の錯誤とならない旨判断した原」審を正当とした。

だが本件では現居住者の同居拒絶の旨をYの妻に申し入れているところから、Y側においても同居するか、否かは本件契約締結の上で重要な内容であることを了解している、つまり共通の認識となっていると考えられる。

すると同居の承諾を得たか否かの動機が相手方に表示されていないとして、最高裁がそれをことさら問題とするのはなぜかが問題とされる。さらに上記の動機が表示されたとしても、当該動機が法律行為の内容となりえないのは明白であり、それでもなお動機が表示されたか否かを問題とする意味はどこにあるのであろうか¹⁴⁾。

最高裁が敢えて動機を表意者が意思表示の内容としてこれを相手方に表示しなければならないとの考えに立つ意味は前述のように表示したところで、動機内容は法律行為の内容とすらなりえないことは明白である。それを敢えて判示するのは正に否定するだけの論法としか言いえない¹⁵⁾。

本件について森田教授は「右判決は、相手方に動機の表示がないという事実を要素の錯誤を否定する決め手として用いたものであり、その点で我妻説の論理を採った」¹⁶⁾とするが、疑問である。なぜならば、買主は家屋の売買契約の前提として現居住者の承諾を得ることが念頭にあり、そのため契約の前夜に売主はわざわざ買主の代理人に対し現居住者が同居を拒絶したことを伝えてくれと言っているのである。この事情からすれば売主もAの承諾を契約の前提としていたことがうかがえる。つまり当事者間ではAの承諾が前提とされていたのである。この状況でAの承諾を得るといふ動機の表示の有無をどのように解するのか。当事者間では前述のように当該契約の前提となっていたのであるが、拒絶されたことを買主（買主の代理人）は知っていたのであるから、当事者間では承諾が得られていないことは了解事項であった。すると動機錯誤で契約を無効とする根拠がないと言わねばならない¹⁷⁾。

従って本件は本来相手方に表示され、契約内容となりえない動機部分をこと

さら相手方に明示的に表示していないとして動機の錯誤無効を認めない論法の一つとして敢えて初めてとった最高裁の手段と考えられる。

(3) 個別的契約目的実現型

契約には通常当事者の企図する目的があるのが普通である。たとえば土地の売買契約を結ぶ場合には、土地の買主は家屋を立てる目的で買ったりする。この買主の目的が達成されない場合に、その結果は錯誤の成否に影響する場合があると考えられる。しかし契約目的は意思表示、法律行為ではないのであるから、当然には錯誤が認められない。では認められる場合とはどんな場合であろうか。

1) 肯定例

⑨最判昭39.9.25民集75.525

事案は昭和16年本件売買土地には服部緑地計画を含む都市計画があり、この事業執行行政庁として大阪府知事が告示された。その告示に添付された図面には、本件売買土地が服部緑地計画地域内にあることを認めていたが、同18年X大阪府井元緑地公園建設所長よりY学校法人は服部緑地内の軍施設に戦車の道をつくるため是非必要であるから売渡されたいとの強い要請を受けた。当時、同学校には約1000名の学生がいたが、戦時中のため戦争に協力することにした。表面上は緑地拡張のためとするも、これを軍の用地とすべき予定のものを契約の内容条件として売り渡した（売買契約書には「緑地拡張のため」とのみ記載されていた）。しかしその後、軍が使用するという事情はなかったことが判明した。そこでYはX（大阪府）に対し軍用地として使用するものたることは、契約を成立せしめた重要な動機であると同時に契約の内容になっていたのであるから、要素の錯誤により無効であると主張した。

最高裁はY「において当時そのこと（緑地拡張のため－筆者注）を知っていたならば本件土地の売買契約をする意思はなかったというのであるから、軍用地として使用さるべきことが本件土地の売買契約の動機として相手方たるXに

表示されていた」としてYの錯誤無効主張を認めた。

2) 否定例

⑩最判昭34.5.14民集13.5.584

事案は注文者Yの分家の農地に建物を建築する請負契約を結んだ請負業者Xが、建築確認（農地を宅地に変更し、建築確認を得る予定であったところ、右農地が学校建設予定地であった）を得られなかったにもかかわらず、自らが供給した材料を既に加工する段階に達していた時期に新たな建築場所をYが指定しなかったため、Xが当該契約を解除し、材料にかかる代金を請求したというものである。判旨は「本件契約にあたり、YとXとの間において、右建築確認を受け得ることを特に契約の内容とした趣旨は…窺い得ないから」、Yからの錯誤の主張を認容しなかった原審の措置を正当とした。

ではなぜ最高裁は建築確認の点をことさら「契約内容とした趣旨が…窺い得ない」としたのであるだろうか。本件では確認申請の書類をXが作成し、Yが書類を提出した状況から建築確認を受けなければならないことは当事者双方の共通の了解事項であった。この共通の了解事項はどう位置付けられるのであるだろうか。表面に現れた契約内容の根底をなす一部なのではないであろうか。そうであれば、表には現れてはいないが、当事者双方が契約内容を実現するために合意した内容と考えられる。このような表には現れてはいないが、だが当事者の契約の根底にある了解事項ではあるが、なお当事者間では了解事項つまり契約内容の一部となっていると考えられる。従って錯誤無効で必要な契約内容とはなっているし、なりうる¹⁸⁾。一方、本件は当事者双方共、建築確認が当然受けられるという前提で行為している、つまり建築確認については共通錯誤の場面でもある。

以上から最高裁はもともと当事者が契約内容として取り込みにくい、なお当事者にとり重要な了解事項である建築確認をなお契約内容として取り込まない限り、錯誤無効を主張できないとする意図は何にあるのだろうか。本件では注文者は建築確認が取れないことが明らかになってもなおその後の見通しなど

について請負人に通知しないままであった点に過失を認め、材料代金を注文者に支払わせるのが妥当として、建築確認部分を「契約内容とした趣旨が窺い得ない」と考えられる事案であるとしている。

すると、本件から考えられるところは錯誤無効を主張させないために、ことさら「契約内容とした趣旨が…窺い得ない」とする立論をする場合があるということである。つまり従来から最高裁が採用してきた、錯誤無効をめぐる事案で錯誤無効を否定するための論法の一つを採用した事案であると言える。

3. まとめ

学説では、表示錯誤と動機錯誤との区別を否定し、取引安全のために相手方の認識可能性を錯誤の重要性と並ぶ要件として立てる多数説が主張されている（いわゆる錯誤一元論¹⁹⁾。

また判例の理解の仕方として判例のいわゆる動機表示構成つまり「動機が表示されて意思表示の内容になった場合にのみ95条が適用される」との判例法理について、2つの立場がある。

第1が動機が表示されているかどうかを重視する考え方（動機表示重視説）と、動機が表示されて「意思表示内容の内容になった」かどうかを重視する考え方（内容化重視説）の2つの考え方があるとされる²¹⁾。

しかし上記のうち、第一の理解と第二の理解とは一体どこが異なるのであろうかという疑問が生ずる。なぜならば、第一の、動機が表示されているかどうかを重視する立場では、相手方は表示されれば、当然表示された内容つまり意思表示の内容となったのであるから、その場合と第二の場合とをなお区別できるとするのはかなり困難であろう。

第二の、「意思表示の内容となった」かどうかを重視する考えは、はじめから動機が意思表示の内容となるわけがないにもかかわらず、なお意思表示の内容となったかを問題とするのは問題である。

以上のところから、上記の判例の理解を考察すると、かなり疑問視される見解であると考えられる。初めに述べたように、動機、了解事項は本来の性質か

ら契約内容の一部とすることができるものとできないものとの2種あると考えられる。たとえば財産分与の事例は後者の例であり、当事者間ではあくまで合意（了解事項）内容である。

「契約内容不能型」（ごくわずかの判決例のみの検討対象ではあるが）では、契約内容を不能とするような了解事項（しかもこの了解事項は契約締結の契機となっている動機でもある）について双方が錯誤している場合には、わざわざ錯誤無効を認めるための苦肉の策として、一方当事者が了解内容（動機）を黙示的に表示したとの論理で錯誤を認めている。

「個別目的実現不能型」では、契約を締結する上で、一方当事者の目的は本来考慮されるはずがない。しかし契約締結の前提である契約の態様自体を錯誤しているのである（しかも契約を締結するに至る過程で、利害関係を有する者がなかば欺いて錯誤させている事案でもある。したがって本件事案は錯誤無効を主張するよりも、むしろ詐欺取消を主張しうる事案でもある）。

これに対し、他に連帯保証人がいると思って保証契約を締結したところ、そのようなことはなく、連帯保証人として責任を負わされたという事案（⑥⑦判決）では、確かに他に連帯保証人がいることを保証契約締結時に、条件付き契約内容とすることができるという特徴がある。このような場合の当事者の目的は、自己の負担額が軽くなることを意図して契約を締結している。しかし、条件付きでない保証契約締結の場合、一方的に錯誤したとして、錯誤無効を認めるわけにはいかない。

要するに最高裁は、動機錯誤を認めない場合の論法として、動機を表示したとか、契約内容となっていないというのであって、厳密な意味での理論構成にのっとり理論構成しているとはいいがたいと考えられる。

当事者の締結する契約内容の本体は確かに効果意思を発生させる部分が中心部分である。しかし中心部分以外にもさまざまな了解事項が形成され、その了解事項の中には、動機の部分もあるが、動機とはいえない部分もあり、きわめて複雑な内容から契約は成り立っている。複合的な構造から成っているのである。そこで複合的な構造から成り立つ契約の構造を理解することを今後の課題

として、本稿を終える。

- 1) 富井政章「民法原論 第1巻総則」訂正第7版(1907)335ページは動機をある法律行為をする意思を決定するに至った理由であって、当然法律行為の内容とならないものをいうとある。従って動機の錯誤の事例として挙げられる大判大3. 12. 15民録20.1101の事例は動機の錯誤の事例とはいいがたい(なお事案は根抵当権者が設定者の家屋の価値を実際は700円であるのに誤って1500円であるとして根抵当権を設定した場合で、大審院は通常縁由に属すべき事実といえども表意者がこれをもって意思表示の内容に加える意思を明示または黙示した場合は意思表示の内容を組成するものであって、目的物の価額のようなものも意思表示の内容となりうると判示した。本判決について民法講座I(1984)(中松纓子)398は700円という表示と1500円という内心的効果意思の不一致と解するが、表示、内心的効果意思共に1500円であると解するのが妥当と思われる。従って意思欠缺構成を採ったとは考えにくい事例である。要するに本判決の意義は錯誤の基準として「意思表示の内容」を挙げた点にある。このことは95条の契約(法律行為)内容に錯誤がなければならぬとする規定内容とは離れる。
- 2) 「財産法諸問題の考察」(2004)所収148ページその他(鹿野菜穂子)参考。
- 3) 須田晟雄教授がこの考え方にに基づき動機錯誤を論じておられる(「民法解釈学の展望」40ページ(須田晟雄))。
- 4) 本判決について「分与者の一方的な動機錯誤について契約締結の際の曖昧な発言に基づいて動機の黙示的表示があったとして要素の錯誤を肯定した」(前掲「民法解釈学の展望」(2002)46ページ(須田晟雄))と理解するのはかなり問題であろう。なぜならば分与者のみが一方的に錯誤しているのではないからである。また本件の錯誤を意思表示の要素にかかわるものとする見解があるが(判タ748(1991)11ページ(川勝隆之))、疑問である。本件での課税されないことは意思表示とは全く無関係のことだからである。
- 5) 前掲・須田47ページ。
- 6) 小林一俊「錯誤の判例総合解説」(2005)151ページ。
- 7) 栗田晶／法学政治学論究74(2007)99(101)ページ。
- 8) 小林教授は意思表示錯誤・動機錯誤の差別論によりながら、税法・課税の錯誤を後者としてそれが顧慮されるためには動機の表示を要するとの論拠に従っているのは不適切(判時1258(1988)177)と評価する。
- 9) 前掲「財産法諸問題の考察」155ページ(鹿野菜穂子)。
- 10) 宮本健蔵教授は「主債務の態様の錯誤」ないし「主債務の発生原因の錯誤」と要約する(前掲「財産法諸問題の考察」219(227)ページ(宮本健蔵))。
- 11) ジュリスト994(1992)98ページ(鹿野菜穂子)。
- 12) 判時1379(1991).162(栗田哲男)。
- 13) 前掲・森田189は「動機の表示を問題とせずに、意思表示の内容化を要求する判決」と位置付けている。
- 14) 森田教授は本件を「動機表示」構成のリーディング・ケースとする(前掲・森田184ページ)。
- 15) 「新版注釈民法(3)総則(3)」(2003)413ページ(川井健)も同旨。川井教授は本件について裁判の説得性という観点から疑問視し実質的理由づけを要求する。

- 16) 前掲・森田184ページ。
- 17) このことを前掲・森田教授は184ページ注(49)でかりに右動機が相手方に表示されていたとしても、現居住者が居住したままで売却し、その立退については売主は責任を負わない旨、買主の代理人に申し入れていたという事情から、法律行為の要素と認められたかは疑問であるという結論には賛成である。
- 18) 民商法雑誌41.4(1960)634(638)(末川博)も同旨。なお前掲・森田188ページは本件を「動機の表示」を問題とせずに、「意思表示の内容化を要求する判決」と位置付けているが、意思表示の内容化を問題とするのではなく、契約の内容となっているかを最高裁は問題としているのであり、この点で疑問視される。
- 19) 前掲「財産法諸問題の考察」147ページ(鹿野菜穂子)。
- 20) 山本敬三「民法講義I 総則」(2001)160-161ページ。
- 21) 法学教室305(2006)101(高嶋英弘)。